

別紙 当初予算要求要領

1 基本的事項

令和5（2023）年度当初予算編成は、可能な限り財源不足額を圧縮できるよう、行革プランに基づき、各部局の主体的判断に基づく事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを一層進めるなど行政コストの削減に努めるとともに、県税収入をはじめとする歳入の確保等に全力で取り組むこととする。

(1) すべての事務事業について、その意義を問い合わせし、行政関与の必要性、県民ニーズ、民間活力の導入、経費支出の効率化、将来の財政負担も含めた費用対効果等について検証するとともに、これまでの成果及び優先順位について厳しく評価し、既存事業の廃止や統廃合等の整理合理化を積極的に進め、事業の重点化を図ること。

特に、行政関与の必要性については、国、県、市町村、各種団体、住民との役割分担を十分に検討するとともに、相互の負担区分の明確化を図ること。

なお、いずれの事業も通年予算として要求すること。年度途中の新たな財政需要については、原則既計上予算の範囲内で対処することとしているので留意すること。

(2) 新規施策については、県民ニーズ、県が関与する必要性、緊急性、費用対効果等を十分に検討し、既存事業の廃止、整理縮小を行った上で要求すること。

(3) 施策の見直しや事業の再構築に当たっては、市町村や関係団体等に対し、県の財政状況について十分説明しながら協議調整を行い、相互理解を図った上で要求すること。

(4) 重点戦略マネジメントにおいて方向性が確認されたものについては、その結果を踏まえるとともに、内容を十分精査の上、要求すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症対応経費については、主に、国庫補助対象事業で一般財源による負担が生じる経費を想定しているが、国における感染症法上の見直しも含め、今後の動向等が不透明なことから、別途通知するところにより要求すること。

(6) 投資的経費については、その財源として発行する県債の償還や整備後の維持管理費用等の後年度負担を念頭に置くとともに、事業の優先順位、費用対効果等を検証した上で要求すること。

特に、公共事業については、要求基準内で要求することはもとより、国への

要望、補助申請に当たっては、財政課と事前に協議の上、申請する事業について調整を図ること。直轄事業負担金については、国と事前に協議を行い、本県としての優先順位が反映されるよう調整を図ること。

また、県単公共事業等については、事業の優先順位や費用対効果等を踏まえ、真に緊急かつ必要な事業に限定して要求するとともに、国庫補助事業の採択基準に適合する箇所は要求しないこと。

- (7) 県民利用施設の整備については、県民ニーズや後年度負担等の分析を的確に行うとともに、類似施設の整備状況や市町村との役割分担等の観点から、施設の必要性や規模を厳格に検証した上で要求すること。
- (8) その他の事業については、一般財源の確保が困難な状況を踏まえ、県単独事業はもとより、国庫補助事業についても、その必要性、費用対効果等を検証した上で要求すること。また、国庫補助金等の廃止、縮減に伴う県費肩代わりや県単独上乗せは行わないこと。

また、県の実施する各種研修、専門家派遣事業など、個人・企業等が個別にサービスを受ける事業については、適切な自己負担を求めるとともに、経費の圧縮を図るよう、手法等を工夫すること。

さらに、市町村や団体等と協働で実施する事業については、県の適正な経費負担割合等について検討すること。

- (9) 地方交付税の基準財政需要額への算入を根拠とした予算要求については、実算入額の推移など地方財政措置全体の動向を踏まえるとともに、その必要性について改めて検証を加えること。
 - (10) 各種基金を財源としている事業については、原資となる基金の計画的かつ有効な活用を検討した上で要求すること。
 - (11) 複数部局において推進する事業については、事前に当該部局間の調整を十分に行い、事業相互の重複を防ぎ、適切に要求すること。同様に、部局内の複数課室が取り組む同一ないし類似目的の事業についても重複を防ぐこと。
- また、組織や運営方法の変更等を伴うものについては、人事課と組織、人員及び運営方法の協議が調っているものに限り要求を認めるものであること。
- (12) 公社等の県出資法人等については、組織体制等のあり方を見直すとともに、自主財源の充実強化、他法人との事務部門統合など経営の効率化、事業の見直し等を進めること。

2 歳入

(1) 県税

税制改正の内容等を適切に反映させるとともに、徴収率向上及び収入未済額縮減のための取組も踏まえ、的確に年間収入額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

事業による受益の程度を検証し、類似の分担金・負担金と比較検討の上、適正な負担割合により要求すること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図るとともに、法令や地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。

また、決算状況を踏まえた適切な予算計上に努めること。

(4) 国庫支出金

国の予算編成の動向を的確に把握するとともに、本県の実情を踏まえ国庫補助制度を十分に精査した上で、積極的な活用を図ること。

(5) 財産収入

未利用県有地等の財産の現況を的確に把握し、将来的に利用する予定のないものについては、財源の確保を図る観点から、早期処分に努めること。

また、貸付による利活用が適当な土地建物については、一般競争入札を導入するなど積極的な貸付に取り組み、収入確保を図ること。

(6) その他

創意工夫により、新たな自主財源の確保に努めること。

税外収入については、滞納の未然防止、法的措置を含めた債権回収の強化を図るなど、より一層適切な債権管理に努めること。

3 歳出

(1) 給与関係経費

歳出予算の大きなウエイトを占める経費であり、財政硬直化の大きな要因となるものであることから、引き続き、適正な定員管理や給与水準等により、総人件費の抑制に努めること。

(2) 主要義務費

ア 議員、行政委員等の報酬は、現行制度（単価）によること。

イ 退職手当については、令和5（2023）年度から定年が段階的に引き上げられる事から、対象職員の意向等を十分に確認した上で、年間所要額を見込むこと。また、今後の財政負担を把握する必要がある事から、翌年度以降の所要見込額について「退職手当所要額調」（様式13号）を提出すること。

恩給及び退職年金は、精査の上、現行制度による年間所要見込額を要求すること。

ウ 医療費公費負担及び社会福祉関係経費は、国の概算要求状況等を的確に把握し、国の制度改正を確実に反映させるとともに、県が策定する各種計画等を踏まえながら、実績を十分に勘案した上で、年間所要額を見込むこと。

なお、各種の県単制度については、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性等に照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、十分な検討を加え、適切な見直しを行った上で要求すること。

（3）投資的経費

ア 必要性、優先順位、投資効果や将来の財政負担を十分に検討するほか、事業実施に団体等の負担を伴う場合には、適正な負担割合とすること。

イ 施設の整備に当たっては、事前に現地調査及び関係部局との協議を十分に行い、遺漏のないようにすること。

また、「建築工事積算調」（様式5号）を提出すること。

ウ 土地取得関係経費については、緊急性、必要性を検討した上で、別途対応することとしているので、原則として予算要求は行わないこと。

エ 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」及び個別施設計画等を踏まえた計画的な長寿命化対策については、別表「要求基準表」の経費の区分に従い要求すること。

（4）県単補助金

既設の県単補助金については、別に示す「補助金等の整理合理化について」により、徹底した見直し検討を進めること。

（5）県単貸付金

県単貸付金については、一部に多額の不用額が見られることから、貸付実績、民間の金融サービスの動向を踏まえて必要性を見直すとともに、歳計現金が厳しい現状や金利情勢等を踏まえ、預託時期、協調倍率、貸付条件等について、引き続き精査すること。

(6) その他の経費

- ア 「経常経費」として設定した施設の運営経費や事務費等については、長期継続契約の活用を図るなど徹底した節減合理化に努めた上で要求すること。
- イ 地方分権改革により、市町村に権限が移譲される事務に関連する事業費については、地方交付税の基準財政需要額への算入状況等を踏まえ、市町村と費用負担について十分調整を行うこと。
- ウ 各所属において策定している各種計画や事業概要、報告書等のうち、庁内向けのもの（県民サービスとして配架するものを除く）は、「各種計画等の庁内周知方法について（通知）」（令和3（2021）年9月21日付け経営管理部長通知）により、原則として紙媒体による配布を取りやめ、電子文書による周知を行うこととしているので留意すること。
各種イベントや広報・PR事業等において作成しているパンフレットやチラシなどの印刷物についても、デジタル化等を検討するなど、紙媒体による手法を見直すこと。
- エ 自動車の更新等については、会計局会計管理課と協議の調ったものに限り要求すること。
また、事務の効率化の観点も含め、各課室所管の公用車については、全庁共用車両への移管を検討すること。
- オ 行政情報システムの導入に係る経費については、行政改革ＩＣＴ推進課と協議の調ったものに限り要求すること。
- カ 旅費、需用費等の事務的経費については、常にコスト意識を持って節約に努め、より一層経費の縮減を図ること。
なお、例年、新年度開始後に財政課から各部局に対して配分額を示している「コピー用紙経費（複写サービス経費を含む）」については、全府的なデジタル化、ペーパーレス化を徹底する観点から、更なる削減を予定しているので、留意すること。
- キ 本庁舎及び地方合同庁舎を除く各種施設の修繕については、教育施設及び警察施設に係るものはその所管部局が、その他の施設に係る營繕費は建築課が要求すること。
施設の新築・増改築等は財政課に要求するものであるが、新築については、「土木・建築工事受託実施取扱要領」に基づき、規模、金額等を事前に財政課及び技術管理課と協議することとなっているので、留意すること。

特に、大規模な施設については、必要性や経済性、事業効果等について十分検討するとともに、事業の円滑かつ効率的な執行を確保するため、基本計画策定の段階から十分に建築課と協議すること。

なお、施設の新增設に係る県有財産の取得及び利用計画等は、別途「公有財産増減計画書」により管財課と協議すること。

- ク 國際化関連施策に係る経費については、事前に国際課と協議すること。
- ケ 臨時的な各種大会等に係る経費については、関係団体等と十分に調整を図り、経費節減に努めるなど所要経費を精査の上、適正額を要求すること。
- コ 行政資料については、広報、観光宣伝等のため、県民に対し無償配布することを前提にしたもの除き、入手を希望する者に対して有償頒布することとしているので、各種行政資料の印刷製本費の要求に当たっては、併せて適切な歳入を計上すること。

4 特別会計

特別会計は、その設置の趣旨を踏まえつつ、一般会計に準じて関係事務事業の見直し検討を行った上で要求すること。

なお、社会経済情勢の変化により役割を終えているものについては、廃止又は整理縮小すること。特に、貸付事業における事業繰越額の圧縮に努めること。

5 企業会計

企業会計の予算編成に当たっては、前記事項に準ずるとともに、コスト意識を徹底するなど経営感覚を持って、経営状況、今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰入れ等に依存しないこと。また、一般会計からの繰入れ等が必要な場合であっても、その額を圧縮するよう努めること。

6 その他

- (1) 新たに市町村の財政負担を伴う事業（負担割合の変更を含む）は、事前に市町村課と十分協議を行い、別途「市町村財政負担一覧表」（様式15号）を市町村課及び財政課に提出すること。
- (2) 定期監査、外部監査、内部統制評価報告書審査、各種の検査等において指摘された事項については、その内容を十分に検討し、必要な措置を講じること。
- (3) 各年度に実施する各種統計調査は、「栃木県統計調査調整規程」に基づき、統計課と事前協議が調ったものに限り要求すること。

(4) 債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであり、常に歳出予算等との関連において検討されるべきものであることを再認識し、内容を精査の上、適正なものについて必要最小限の額を「債務負担行為調書」（様式8号）により要求すること。

特に、出資法人等の債務保証、損失補償は、地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率にも影響するため、将来の財政負担のリスクについても十分に分析・把握した上で要求すること。

- (5) 市町村総合交付金は、市町村課が一括して要求すること。なお、新たに交付金化する事業については、所管部局が要求すること。
- (6) 業務の外部委託の推進に当たっては、人件費や事業経費の縮減等の費用対効果を十分検討すること。
- (7) 要求様式は、別添「当初予算要求書等様式一覧」のとおりであること。

補助金等の整理合理化について

補助金等については、国、県、市町村、各種団体等との役割分担や社会経済情勢の変化等を踏まえ、従来の慣行や前例等にとらわれることなく見直しを行うこととし、次の基準に従って十分検討を加え、徹底した整理合理化を図ることとする。

1 補助金等の廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- (1) 施策の浸透、モデル事業の一定の普及等により、特定の事業を奨励する目的が達成されたと認められるもの。
- (2) 一定期間補助を継続しても目的が達成されないもの、又は、補助効果が乏しいと認められるもの。
- (3) 社会経済情勢の変化等により、実情に合わなくなつたと認められるもの。
- (4) 現状において、受益者負担になじむものであり、財政負担をすることが適当でないもの。
- (5) 補助金等の対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの。
- (6) 県と市町村の役割分担の明確化が図られた結果、県が財政負担をする必要性がなくなったもの。
- (7) 零細なもの。
- (8) その他行政が関与すべき範囲を超えていると認められるものなど、補助金等として不適当なもの。

2 補助金等の減額

- (1) 存続させる補助金等については、既定の計画規模等の見直しや、事業の進捗率、執行状況、補助対象団体の收支等を適切に把握し、極力減額を図ること。
- (2) 金利の低下に伴う基本財産及び基金等の運用益の減少を安易に補助金に振り替えることのないよう、運用方法の改善など団体の自助努力を促すこと。

3 補助対象の重点化・明確化

補助対象の範囲、採択基準については、選択と集中の観点から重点化を進めるとともに、県民への説明責任を十分に果たすため、対象経費の更なる明確化を図るなど、透明性の向上に努めること。

4 終期の設定と達成目標の明確化

すべての補助金について終期の設定と達成目標を明確にしているところであり、令和5（2023）年度に新設する補助金についても、必ず終期を設定するとともに、達成目標を明確にすること。

なお、令和4（2022）年度末をもって終期を迎える補助金が多いことから、事業効果を十分に検証し、安易な継続は行わないこと。

5 補助率の見直し

高率又は特例的な補助率の見直しを行うとともに、補助目的が類似している補助金については、原則として補助率を同一とするなど、各種補助金間の整合性を確保すること。

6 統合・メニュー化と事務手続きの簡素化

同一ないし類似目的の補助金等又は同一の者によって使用される補助金等は、統合・メニュー化を図るなど、補助金等の事務手続きの簡素化を推進すること。